

令和3年1月7日

保護者の皆様へ

文京区子ども家庭部

幼児保育課長 横山 尚人

令和3年1月の緊急事態宣言発令に伴う保育園の対応  
及び家庭保育の協力要請期間の延長（令和3年2月）について

新型コロナウイルス感染症対応の特別措置法に基づく、2度目の緊急事態宣言が、本日も発令される予定です。

区では、令和2年4、5月の緊急事態宣言が解除された以降は、継続して家庭保育の協力をお願いし、保育料の日割還付を行ってまいりました。

その中で、保育園は濃厚接触の場であり子どもの成長のため一定の感染リスクは回避できないことや、感染が判明すると一度に大勢の濃厚接触者が発生し医療や保健所の負担が増えることに鑑み、保護者の皆様の社会活動を下支えするとともに、職員自ら律し感染対策に取り組んできたことをお伝えしてまいりました。

今回の緊急事態宣言の発令においては、学校の一斉休校は求められておらず、多く社会経済活動を停止させるような状況ではないことから、区として、これまでの「保育が必要な方には保育を行い、ご家庭で保育が可能な方には登園を控えていただく」という基本姿勢に変更はありません。しかしながら、都も、人の流れを徹底的に抑えることが肝要と考えており、区としても、引き続き保護者の皆様や、お勤め先の企業・事業者の皆様、様々な方にご協力いただきながら、必要な保育に努めてまいります。

そのため、緊急事態宣言の期間に関わらず、区では令和3年2月におきましても「家庭保育の協力要請」及びお休みした日の基本保育料の日割還付を継続することといたしましたので、お休みや時間の短縮にご協力をお願いいたします。

現状は、過去最多の新規感染者数が確認されるなど、去年の緊急事態宣言時を超える状況となっております。どうぞ改めて園との”心密”な信頼関係を強固にいただき、各人が出来る限りのことを行うことで子どもたちの明るい未来が訪れるよう、ご一緒に進んでいきましょう。

なお、今後の感染状況や国等の方針等によっては、お知らせした内容が変更となる場合がありますので、ご承知おきください。

記

## 1 保育園の運営について

◎保育園等の運営は、原則開所としておりますが、感染拡大防止のため、引き続き、令和3年2月27日まで「家庭保育の協力要請」期間といたします。ご家庭での保育が可能な場合は、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、令和3年3月以降の対応については、改めてお知らせいたします。

◎「家庭保育の協力要請」については、保護者の方の判断において、登園を控えることが可能な場合に限り、ご家庭での保育をお願いするものです。ご協力いただけるご家庭に、ご協力いただける範囲でお願いするものですので、登園する場合は、本来の保育の必要性をもってどなたでもご利用いただけます。

◎ご家庭での保育については、一日単位だけでなく、保育時間の短縮によるご協力も大変有り難く、お迎え時間を早めていただくなど、保育時間の短縮にご協力ください。

◎「家庭保育の協力要請」期間において、感染拡大防止のため登園を控えていただいた場合は、一日単位とはなりますが、引き続き基本保育料の日割還付を実施いたします。

◎各園で行っております感染症対策には、引き続きご協力をお願いします。

なお、園で新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、臨時休園となります。

## 2 その他

◎「家庭保育の協力要請」は、国の「自治体等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合」に当たる、いわゆる登園の自粛をお願いするものです。

◎基本保育料の日割還付について、1月分までの「還付請求書」をこれまで一度でもご提出いただいた方については、新たにご提出の必要はありません。（振込先口座を変更する場合は、ご提出が必要です。）

◎お休みされる日や保育時間の短縮については、直接園にお伝えください。（日割還付の対象となる日数については、区から園に確認いたします。）

◎育児休業から職場復帰する方の在園資格は令和3年2月まで保障する（令和3年3月中の職場復帰）ことについては変更はございません。

◎求職活動中の方の就労開始は3か月の期限を令和3年3月まで延長していること、在園中の方が新型コロナウイルス感染症によって失業や離職等となった場合の3か月の再就職の期限は必要に応じて令和3年3月まで延長していることについては、令和3年4月まで1カ月期限を延長いたします。（手続き等については2月中旬を目途にお知らせいたします。）

◎認可保育園への入所申請（転所申請を含む。）をされている方（予定を含む。）へのご案内となりますが、調整指数「待機」及び「受託」は、育児休業を取得されている期間は、

対象期間外となるため、加算されませんのであらかじめご了承ください。また、在園資格の保障と選考指数の取扱いは、同様ではありませんのであらかじめご了承ください。

◎新型コロナウイルス感染症による休園については、2か月の休園期間の上限は適用いたしません。

◎国の緊急事態宣言や都の方針等によっては、今回の取扱いを変更する場合があります。

◎保育園における感染症対策の取組については、区ホームページに区立園の取組を例として掲載しておりますのでご確認ください。

・「区立認可保育園における新型コロナウイルス感染症予防対策について」

(ホーム>子育て・教育>子育て>保育施設・育成室・一時預かり事業等>保育施設・育成室等>認可保育所等(区立・私立)>区立認可保育園における新型コロナウイルス感染症予防対策について)

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/okosan/nicchu/ninka/yoboutaisaku.html>

◎お勤め先企業に向けた文書は、区ホームページに掲載しておりますのでご活用ください。

・「保護者の勤務先企業、事業者の皆さまへ」

(ホーム>子育て・教育>子育て>新型コロナウイルス感染症に伴う保育施設の運営等について(1月7日時点)「保護者の勤務先企業、事業者の皆さまへ」)

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/hoikushisetsuunnei.html#kigyoyou>

◎ご家庭での子育てについて、ご不安やご心配なこと、困りごとなどがありましたら、どうぞ抱え込まずに園又は以下の相談先にご相談ください。

【相談先】 ○電話相談(平日午前8時30分から午後5時まで)

健康、育児(栄養、歯科)	保健サービスセンター	03-5803-1807
	保健サービスセンター本郷支所	03-3821-5106
ご家庭での子育ての不安や心配ごと	子ども家庭支援センター	03-5803-1109

### 3 お問い合わせ

◎区立保育園に関すること

子ども家庭部幼児保育課 幼児保育係(電話 03-5803-1189)

◎私立保育園に関すること

子ども家庭部幼児保育課 保育施設指導担当(電話 03-5803-1845)

◎基本保育料還付(返金)、在園資格に関すること

子ども家庭部幼児保育課 入園相談係(電話 03-5803-1190)